

＜平成31年報告版＞

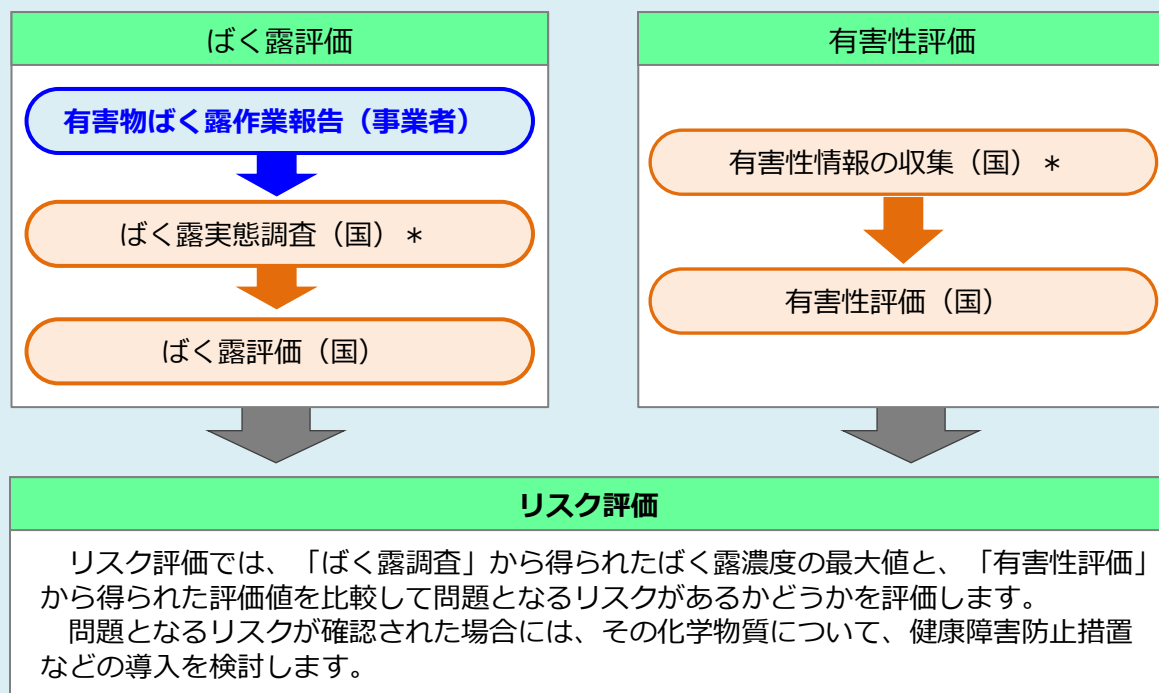
「有害物ばく露作業報告」の手引き

厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質について、「リスク評価」を実施し、必要な規制を実施しています。このリスク評価を行うに当たり、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、法令に基づいて「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。

報告の対象となる物質（P4）について、年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。

このパンフレットは、平成31年に報告を行うために必要な手続についてまとめたものです。報告の概要や記入要領のほか「Q & A」も掲載していますので、報告書を提出する際の参考としてお使いください。

～ 化学物質による労働者の健康障害についての「リスク評価」のしくみ～



詳細は「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に記載しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>)

*については、「職場における化学物質のリスク評価推進事業」（国の委託事業）で実施しています。

労働安全衛生法（抜粋）

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（罰則）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 （略）

労働安全衛生規則（抜粋）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、[様式第二十一号の七](#)による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

報告の概要

■ 報告対象物質

報告の対象となる物質は4ページに掲げる3物質です。

■ 報告が必要な事業者

報告の対象となる対象物質を500kg以上(*)製造、または取り扱った場合に、報告が必要になります。

製造、取扱いの期間が短い場合や発散抑制などの措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、必ず報告してください。

(*) 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、または取扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合に報告が必要になります。

■ 報告対象期間

平成30年の1年間(平成30年1月1日～12月31日)の作業について、報告してください。

■ 報告の手順

- ① 最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局で報告書の用紙を入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/21.html>)
- ② 6～7ページの「報告書の記入要領」に従って、報告書を作成してください。
- ③ 平成31年1月1日～3月31日の間に、事業場を管轄する労働基準監督署に提出してください。

※ 電子申請で手続きを行う場合は、電子政府の総合窓口(e-Gov)を参照してください。
(<http://www.e-gov.go.jp/>)

e-Gov

検索

■ 報告スケジュール

- ・ 報告対象期間 平成30年1月1日～12月31日
- ・ 報告提出期間 平成31年1月1日～3月31日

